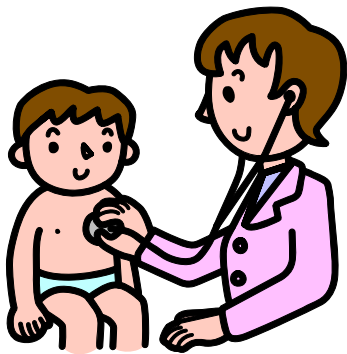


阿蘇中央病院小児科のご案内

熊本大学医学部付属病院小児科の橋山元浩です。阿蘇中央病院の小児科外来で毎月2回ほど診療しています。そこで、阿蘇中央病院での小児科の活動を説明させていただきます。

現在小児科では、毎週火曜日・水曜日・金曜日の3日間、外来診療を行っています。

火曜日は、腎臓が専門の河野医師と、新生児、発達が専門の岩井医師と、血液疾患（貧血など）が専門の私、橋山が交代で診療しています。水曜日は、特に専門は持っていませんがいろいろな病院で一般外来を経験してきた蓮沼医師が、金曜日は、現在熊本大学付属病院ICUで勤務している中村医師が診療しています。



火曜日は、ほとんど毎週午後10時～午後11時の予防接種があるため午後休診のことが多くありますが、午前中に一般の患者さんや専門分野の患者さんの診療と予防接種を行なっています。

水曜日・金曜日にも予防接種が多い時には一般外来の患者さんにご迷惑をお掛けする事もあるかと思いますが、出来るだけ予防接種の患者さんへ感染症をうつさないように心がけながら一般外来の患者さんにも待ち時間を長くしないようにしていますので、ご理解方よろしくお願ひします。

病気で症状があるときだけでなく何か気になっていることがあればお気軽に相談にお越しください。なお、診療医師につきましては、院内掲示を行なっていますが変更になる場合がありますので、受診される前に病院への確認をしていただければと思います。

阿蘇中央病院 ☎3410311

国民年金のお知らせ

年金相談、出かけるときは忘れずに

社会保険事務所による出張相談を毎月2回行っています(詳しい日時は30ページに掲載)が、ご相談にお越しの際は下記の書類等ご準備いただきますようお願いいたします。

- ① 基礎年金番号通知書・年金手帳(または厚生年金被保険者証)
年金受給者の方は、年金証書または年金額改定通知書・年金振込通知書など
- ② 以前に年金加入期間を調べたことがあれば、その回答書。
過去に勤務していた会社の名称、所在地、勤務時間を書いた履歴書など
- ③ 印鑑

※ ①は配偶者の分もお持ちください。
※ 本人以外の家族等の代理の方が相談される場合は、委任状が必要になります。その場合、代理の方の身分を証明するものをご持参ください。

<年金を請求される時は、次の書類が必要です>

老齢厚生年金の場合

厚生年金期間が1ヶ月以上ある方は厚生年金受給資格が発生するため厚生年金の手続きが必要になります。厚生年金の請求先は社会保険事務所となりますので、請求の際には下記の書類等ご準備いただきますようお願いいたします。

戸籍謄本、世帯全員の住民票、配偶者の所得証明、雇用保険被保険者証または雇用保険受給資格者証、預金通帳など(受給請求できる月の3ヶ月ほど前に社会保険庁から通知が送られてきますので、詳しくはそちらをご覧ください。)

遺族厚生年金の場合

戸籍謄本(被保険者又は被保険者であった方と請求者との身分関係を明らかにすることができるもの)、世帯全員の住民票、住民票除票、請求者の所得証明、市町村が発行する死亡診断書の写し、預金通帳など
※この他にも書類が必要となる場合や届けによって必要となる書類が異なる場合がありますので、あらかじめ各社会保険事務所(阿蘇市では熊本東社会保険事務所)にご確認ください。

社会保険庁職員を装った不審な電話にご注意ください!

社会保険庁では

- ① 電話やコンビニエンスストアなどのATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いすることはありません。
- ② キャッシュカードの暗証番号を書類に記入していただくことやキャッシュカードの送付をお願いすることはありません。

このような電話があっても銀行口座等の個人情報や教えたり、金銭の振込を行ったりすることのないようご注意ください。